

千城台地区学校跡施設利活用検討委員会について

1 千城台地区学校跡施設利活用検討委員会

(1) 設置目的

千城台地区学校跡施設の活用素案に対する意見募集の結果を参考に協議を行い、回答書（要望書）を作成し市へ提出するなど、地元の意見を取りまとめる。

(2) 協議すべき主な内容

- ア 千城台地区学校跡施設の活用素案に対する賛否について
- イ 回答書（要望書）に記載すべき内容の検討について
- ウ 活用素案に対する回答書（要望書）の作成について

2 委員会の委員

(1) 委員の所属（代表）

- ア 第24地区町内自治会連絡協議会：会長、副会長、監事
- イ 町内自治会：会長、会長代理など5名
- ウ 青少年育成委員会：会長 ※千城台西中学校区1名、千城台南中学校区1名
- エ 社会福祉協議会：会長 ※御成台・千城台西北地区部会1名、東南・金親地区部会1名
- オ 民生委員：会長 ※千葉市第408地区1名、第409地区1名

(2) 委員名簿及び会長・副会長について

参考資料2-2のとおり

3 委員会の運営

(1) 事務局

千葉市（財政局資産経営部資産経営課）が議事概要の作成など委員会の運営を補助する。

(2) 会議の公開について

- ・会議は公開とする。
- ・会議の開催にあたっては、地域住民へ開催を周知する。事務局においては、事前に開催日時等を市ホームページに掲載する。

(3) 議事概要について

- ・会議の議事概要を作成し、公表する。
- ・事務局においては、議事概要を作成し、会議資料とともに市ホームページに公開する。

(4) 傍聴の取扱いについて

- ・傍聴は可能とする。（傍聴者は、会議中に発言することはできない。）
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、定員を制限する場合がある。
- ・傍聴者には、新型コロナウイルス感染拡大防止について協力を求める。
- ・事務局においては、開催日時等をホームページに掲載する際に、上記傍聴の取扱いについても掲載する。